

〈2〉 CISTECの要望・提言

(1) 欧米主要国の安全保障輸出管理との比較から見る 我が国の大学における研究活動の制約と解決の 方向性について

～大学の国際競争力の観点からの問題点

CISTEC安全保障輸出管理委員会事務局

1. 問題の所在

(1) 大学は、科学技術研究・教育の一大拠点であり、産業界と同様、グローバルな国際競争の時代に入っています。ここ2～3年の世界の大学をめぐる動きは、極めてダイナミックなものとなっています。報道されているものを追うだけでも、従来の固定観念では捉えきれないような動きも続々と見られるようになってきています。

(例1) 大学の「輸出」

2011年にマレーシアで開校した「マレーシア日本国際工学院 (MJIT)」は、日本の公私立23大学がコンソーシアムを組んで、カリキュラムの設計、講師の派遣等の運営に従事(全教員の2割が日本人)。日本の「講座制」による組織的研究のメリットを活かす。他大学でもアジア諸国にキャンパスを設ける動き。

(例2) 著名大学の講義の大規模無料ネット配信

2012年から、米国で大規模公開オンライン講座(MOOC:ムーク)が本格的に始まり、これに世界中の大学が参加して、無料で講義をネット配信(登録すれば誰でも聴講可能)。双方向のやりとりにより修了証も授与。ハーバード大等が設立主体であるエデックス、大学教授個人又はその設立したベンチャー企業が設立主体であるコーセラ、ユダシティ等、我が国の東大、京大も含め、世界の数十カ国の大学が参加。

※ 以上は日経ビジネス誌2013年10月14日号等による。

(2) また、先進科学技術分野の研究拠点を設け、そこに世界から優秀な研究者や留学生を集める等の動きも多くの大学で活発化しています。企業が大学への委託研究に留まらず、大学内に研究所自体を設置することも、産学連携の発展パターンとして出てきています。逆に日本の優れた頭脳である教授、研究者らが、海外の大学に「ヘッドハント」される例もあります。あるいは、講義の単位互換も広く行われるようになっており、世界の一流大学とも互換を可能にするようにするための講義水準向上、留学生受入面での環境の整備等を迫られています。こうして、世界の大学は、産業界が辿ったごとくに、国境を越えて研究水準の向上と人材獲得の面で、熾烈な競争局面に入ってきています。

我が国政府は、平成20年に「留学生30万人計画」を決定し、留学生増加に努めているとともに、本年6月に策定した新たな成長戦略(「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」)において、「今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上に」することを成果目標に掲げました。

(3) 他方、それでは、我が国の法規制、とりわけ主に関係してくると思われる外為法の技術提供規制が、これらの大学のグローバル競争に即した内容になっているかという、必ずしもそうとは言えない状況です。単純に規制内容を適用すると、これらの活発な当然の趨勢と受け止められている取組みを阻害する可能性もあります。上記の事例に即して考えると、次のような想定外の事態も予想されると

ころです。

(例1) 大学での生又はネットでの講義は、大学に属する学生、ネット登録した者という「特定多数」への技術提供になりうるが、貿易外省令で許可不要となるのは、「不特定多数」を相手にする場合に限定されている(「公知」の範囲が狭い)。登録条件や講義内容次第では、規制対象になりかねない。

(例2) 日本の大学の構成員である教授が、海外に開設した大学・大学院に派遣されて、教えたり研究したりする場合には、法令上は居住者から非居住者への提供という形になるので、規制対象になりかねない。

(例3) 大学間の単位互換制度の下で、日本の大学に講義を受けにくる海外の学生は当初の6ヶ月間は非居住者扱いであり、居住者(=日本の大学)から非居住者への技術提供規制が、内容次第で適用される可能性がある。

(4) このような事態は、誰もがおかしいと感じると思いますが、我が国の法令では、これらのケースを米国のように規制対象外としていないために、妙なことになってしまうおそれがあります。誰でもおかしいと感じるから常識で判断すればいいという議論もあるかもしれませんが、しかしこれは強力な規制法であり、無視して提供を行えば、形式上は無許可技術提供となり直罰対象になりますから、きちんと手当てをする必要があります。著作権法でも、誰でも違反と捉えるのはおかしいと考える複製行為(例えば検索サービスにおけるキャッシュ等)であっても、形式上は著作権侵害となってしまうがために、その法律上の手当てをするためにきちんと検討・改正のプロセスを踏んでいるところです。

(5) しかし、これらのケースはまだ「矮小」なものであって、欧米主要国の大学の環境と比べてのより根本的な問題点は、大学(大学院を含む)での研究について、我が国の大学では、安全保障輸出管理規制が幅広くかかるのに対して、欧米主要国では、一部を除いてかかっていないという点です。

我が国では、リスト規制、キャッチオール規制がフルにかかり、許可不要となる「基礎科学分野の研究」(ワッセナー・アレンジメントにおける“basic

scientific research”に準拠)も内容が曖昧であり、経産省自ら「現時点では実用性に乏しい規定」(安全保障貿易管理説明会説明資料)としているほどです。

ところが、欧州(英国、ドイツ)では、そもそも国内での技術提供規制は、キャッチオール規制のみとなっています。このため、少なくとも国内の大学での研究については、「基礎科学分野の研究」かどうかに関わりなく、キャッチオール規制(エンドユース規制=海外において大量破壊兵器用途に、武器禁輸国において通常兵器用途に、使われるおそれがあるか)の適否のみをチェックすればいい仕組みになっています。

米国では、「公知」の類型のひとつに、成果が公表され、科学コミュニティの中で共有されるのであれば、基礎(basic)研究、応用(applied)研究(それらの中には工学的なものを含みます)を含めて、その過程と成果の技術・ソフトウェアはEARの規制対象外となっています(両者を含めて「基礎科学研究(fundamental research)」と定義)。規制対象となるかどうかは、「成果の公開」の担保で決まります。大学での履修課程の講義も同様に、「公知」の一類型として、明確に除外されています。

(6) 上記のように、欧米主要国では、外国人の留学生、研究者等に関しては基本的には自由な研究・教育環境が確保されています。特に米国は、安全保障輸出管理の世界では、世界でもっとも厳しいものとなっていますが、一方で世界から人材を集めることによって国際競争力を維持発展させるべく、大学での教育・研究活動が不必要に阻害されないように十分な配慮をしています。スタンフォード大学などは、このような法規制の枠組みを前提とした「開放的研究政策」の下、非機密、非専売の研究に徹することとし、研究へのアクセス制限、参加者の制限がかかるような契約、助成金の受入れを拒否することによって世界レベルでの活発な研究交流を可能にしているといわれています。

これまで、産業界と当局との間で、規制合理化を進める際の原則のひとつは、“level playing field”(同等の競争条件)ということでした。大学においても、この原則は追求されるべきであり、我が国においても、自由で国際的な研究活動の環境確保と、

安全保障の観点からの配慮とを両立させながら、世界規模でのグローバルな大学間競争の波に対応していくことができるようにするための手当てが必要と思われる。

外為法の技術提供規制の適用によって、我が国の大学のみが留学生の受け入れや研究活動、国際交流活動の上で必要以上の制約や萎縮効果をもたらすすれば、それは大学の国際競争のみならず国益の点からみても大きなマイナスと言わざるを得ません。

(7) しかし同時に忘れてはならないのは、他方で、米国における安全保障上の理由による研究の秘密指定制度や、英国での留学生事前審査制度などの政府の関与の下での安全保障上の担保措置があり、大学自身も研究が本来の目的とは乖離した機微用途に使われることについて慎重な自主的チェックを行うなどの仕組みが存在することです。

上記に述べたような欧米並みの比較的自由な研究環境の整備について検討する際には、これらの安全保障上の担保措置についても併行して検討されることが必要と思われる。

(8) 以上のような問題意識に立った大学側の発信、提言はこれまでも行われてきています。国立大学協会教育・研究委員会からは、『大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について』（平成22年6月23日）との要望・提言が政府及び大学に対してなされています。また、九州大学による『米国の大学における輸出管理の実態』（2013年5月）との調査報告書のとりまとめ、国際・大学知財本部コンソーシアム（UCIP）や産学連携学会を中核とする輸出管理デー・フォー・アカデミア実行委員会主催によるシンポジウムでの多くの問題提起、22大学から成る「大学の安全保障輸出管理実務に関する検討会」による『留学生等受入に係る安全保障上の入口管理等に関する検討報告書』のとりまとめ等、最近でも活発な活動がなされています。

本稿では、これらの要望・提言等も踏まえつつ、より具体的に、安全保障の観点からの大学での管理に係る制度枠組みについて検討するものです。

(9) なお、「基礎科学分野の研究」（ワッセナー・アレンジメントにおける“basic scientific research”）

の除外規定については、欧米主要国においてはその規定は実質的に意味がない枠組みになっているものの、その内容が曖昧なままで放置されることは、規制行政の透明性、予測可能性の観点からしても、望ましいことではありません。

特に近年、様々な研究を見ても、基礎研究と応用研究の境目が不分明になってきている感があります。この点についても、併せて検討が必要と思われる。

2. 米国での「基礎科学研究」等に関する規制の枠組み

まず、もっとも参考となると思われる米国の制度については、次のようになっています。

米国においては、「基礎科学研究（fundamental research）」の定義が、科学技術分野の基本（basic）及び応用（applied）研究も含まれており（工業的なものを含む）、かつ、通常、成果が公表され、科学コミュニティの中で共有されるものであれば、「公知」の類型のひとつとして、その過程と成果の技術・ソフトウェアはEARの規制対象外とされています。わが国の定義よりもかなり広く規定されており、かつ「公開の有無」ということが判断指標となっているため、判断が容易となっています。

また、大学の履修課程における講義も同様に、「公知」の一類型として、明確に除外されています。ただし、政府から、安全保障上の理由に基づき研究の秘密指定がなされる場合があります。以下具体的に見ていきます。

(1) EARにおける規制除外の特例規定

EARでの大学等研究機関での教育、研究に関する除外規定は、適用範囲が明確であり、同時に規制すべきである安全保障に係る研究についても定めています。また、補足にはQ&Aも用意しており、具体的なものとなっています。

まず、EARの§ 734.3 (b) (3) で、日本の基礎科学分野の許可例外に当たる規定を定めています。具体的には、

「(3) 暗号を除く広く一般に入手可能な (Publicly available) 技術とソフトウェアのうち、

(i) すでに公表されたか、今後公表されるもの (§ 734.7)

- (ii) 基礎研究の過程で発生したものか、結果として生じたもの (§734.8)
- (iii) 教育に関するもの (§734.9)
- (iv) 特許申請に関するもの (§734.10)

となっており、「広く一般に入手可能」という公知に相当するものは、規制対象外とするとの考え方であり、その中に「基礎研究」も含まれているという構造です。

日本の貿易外省令の特例規定に対応させると、(i) は公知の技術 (第9条第2項第九号)、(ii) は基礎科学分野 (第9条第2項第十号)、(iv) は工業所有権の出願又は登録 (第9条第2項第十一号) に相当しますが、貿易外省令には、教育に関する許可不要の特例に関する規定はありません。

(2) 「基礎研究からの結果として生じた情報」 (§734.8)

更に、§734.8の「基礎研究からの結果として生じた情報」の規定の中で、「基礎研究 (fundamental research) とは、研究の成果が通常公開され、科学コミュニティ内で広く共有される科学及び工学分野における基礎的又は応用的な研究 (basic and applied in science and engineering) であって、特定の国家安全保障理由又は独占権により研究成果が制限されるような、独占的な研究及び工業的な開発、設計、製造、使用のための研究ではないもの」と定義されています。

The intent behind these rules is to identify as “fundamental research” basic and applied in science and engineering, where the resulting information is ordinarily published and shared broadly within the scientific community. Such research can be distinguished from proprietary research and from industrial development, design, production, and product utilization, the results of which ordinarily are restricted for proprietary reasons or specific national security reasons as defined in §734.11 (b) of this part. (See Supplement No. 1 to this part, Question D (8)).

この定義に加えて、§734.8の (b) から (e) では、「大学における研究」、「政府機関又は連邦政

府資金提供研究開発センター (FFDC) における研究」、「企業における研究」及び「その他の研究」が規定されています (詳細は、参考資料1を参照)。

(b) では、(1) で「大学における科学者、技術者、学生によって行われる研究は、通常の場合、基礎研究であると見なされる。」と規定しています。つまり、大学における研究は、基本的に基礎研究であると定義されていて、基礎研究と見なされないのは、成果の公表に対して制限を加えられることについて、研究の出資者と研究者が合意しているものになります。また、政府がスポンサーとなっている研究であって、特定の安全保障に関する規制に合意している場合には、基礎研究ではないことが明示されています。例えば、国防省の予算で大学において実施される軍事研究がこれに当たります。

(c) では、連邦政府機関もしくは政府出資の研究機関における研究は、これらの研究機関の情報公開の規則に則っている限り、公開される研究成果は基礎研究であることが明示されています。(d) では、企業における研究についても、同様に成果の公開が制限されているものは、基礎研究と見なされないことが規定されています。

以上のように、米国においては、大学、政府機関、企業、その他の研究実施主体を問わず、「成果の公表に制限がない研究活動」は、「公知」の一類型としての「基礎研究」であると認められ、その研究活動の過程及び結果として得られた情報とソフトウェアは、EARの対象外となっているということです。

3. 英国、ドイツにおける大学に関する規制の枠組み

(1) 英国の枠組み

①英国においては、「基礎科学研究」の定義はワッセナー・アレンジメントに準じたものとなっているものの、そもそも、国内での技術提供は、大学・研究機関における技術提供を含め、キャッチオール規制のみ (用途要件+インフォーム要件) となっており、「基礎科学研究」等で限定されず、基本的には自由な研究活動が可能な仕組みになっています。

②なお、英国では、留学生の受け入れに関して、ビザ発給の事前審査制度があります。これは、ATAS

(Academic Technology Approval Scheme) 制度というもので、大学院等の高等教育機関 (HEI: Higher Education Institute) への留学生をスクリーニングする制度であり、2007年11月1日に英国外務省により導入されました。その際に、経歴、経緯等についてチェックが行われる仕組みとなっています。

＜チェック項目＞

- ・連絡先
- ・パスポート情報
- ・配偶者の氏名、国籍
- ・今までの研究に関する全ての詳細情報
- ・前職、現職に関する全ての詳細情報
- ・発表論文の詳細情報
- ・今までのATAS申請情報 (ある場合)
- ・英国における研究計画 (JACSコード及び研究提案を含む) (※)
- ・教員課程の場合には選択モジュールの詳細
- ・身元保証人2名の姓名及び連絡先
- ・研究資金

※ JACSとは、Joint Academic Coding Systemのことで、留学先の大学・機関が教育内容に基づいて、指定するコードであり、これにより教育分野が特定できます。

③また、英国では、2010年に『英国の大学及び研究者のための輸出管理ガイダンス』(2010年3月)を策定し、主としてエンドユースの機微性への注意喚起のための材料としています。そこでは、キャッチオール規制の適用に関して、以下のように記載されています (p10)。

「科目、国籍又はこれらの組合せを理由として許可の取得は単純に義務づけられない。今回導入されたエンドユース規制では、移転されるソフトウェア又は技術がEU域外で大量破壊兵器の目的のために意図されていると信じるに足る明確な理由がある場合のみ許可が必要となる。」

(2) ドイツの枠組み

①ドイツでも、国内での技術提供規制は、キャッチオール規制により行われています。外国貿易令第51条において、海外での大量破壊兵器用途又は武器禁輸国における通常兵器用途であることが分かっている場合又は当局から通知を受けた場合と

なっています (米国、日本、スイス等の7ヵ国及びEU加盟国の居住者は除外)。

②ドイツは、2005年に『技術移転における責任及びリスクに関する小冊子—個人・大学及び研究機関との技術協力の管理』とのガイダンスを作成しており、レッドフラグ的な留意点等が、具体的事例に即して記載されています。

4. 大学における安全保障輸出管理に関する規制合理化を図る際の前提

(1) 以上のような欧米主要国における状況を踏まえると、我が国においても大学における安全保障輸出管理に関する規制合理化を図り、欧米並みに比較的自由にすることが望ましいと考えられますが、他方で、そのような合理化措置が講じられるとしても、政府側、大学側それぞれが安全保障上の担保について十分に意識し、必要な取組みをすることが前提となってきます。

(2) 大学においても、外為法における法的規制がどのようになっているかに関わりなく、安全保障マインドや広義のコンプライアンス、社会的責任について、常に意識することが求められています。実際、外為法の規制対象外となる次のようなケースにおいて、もし大学での研究が結果として大量破壊兵器開発等に用いられ、通常兵器の能力の飛躍的向上や軍拡に寄与したということが露見した場合には、大学の社会的信用は失墜しかねません。

(例1) 来日後6ヶ月を経過した留学生、研究者 (=「居住者」)、朝鮮総連傘下の科学技術協会メンバー (=もともと「居住者」) らによって有害活動がなされた場合

(例2) 大学の構成員である外国人教職員 (=大学のステータスで判断されるため、「居住者」の構成員に該当) によって、有害活動がなされた場合

(例3) 大学発の先端の特許技術 (=公知) のライセンスが、懸念用途、懸念ユーザーに供与された場合

(例4) 大学で開発されたリスト規制対象には至っていない最先端研究、技術が懸念用途に利用された場合

警察白書で毎年繰り返し記載されているとおり、

近隣国の対日有害活動（スパイ行為）が、大学の留学生や研究者の交流を通じても行われていること、朝鮮総連傘下の科学技術協会については警察庁から要注意対象とされていること、海外でも大学を舞台とした技術流出事件が発生していること、研究成果が容易に大量破壊兵器等に利用される場合もあり得ること等は十分念頭においた取組みが必要と思われます。

(3) 産業界の場合には、自らが開発した技術情報は一般的には公開しないわけですが、大学の場合には、研究成果は公表することを前提に行われることが多く、それが科学の進歩に繋がることは間違いありませんが、他方で大学が狙われやすいという点にも十分な留意が必要です。

5. 外為法の現行の枠組みの中で、米国、英国並みの制度合理化実現についての検討

我が国では、外為法に基づき、居住者から非居住者への技術提供が規制されていますが（国境を越える場合には、提供元、提供先とも居住者、非居住者を問わず）、欧米に比して、以下のような差異があります。

- ① リスト規制が国内でも適用されていること。加えて、財務省の外国為替管理を念頭に定義されている「居住者」「非居住者」概念で規制されており、本来、安全保障輸出管理の本質とは直接関係がない入国後6ヶ月以内かどうかで、非居住者から居住者へとステータスが変わってくるため、扱いに差が生じ、そのチェック等で精力を使わざるを得ない面があること。
- ② 許可不要の一類型である「基礎科学研究」の定義が曖昧で、前述のように、ワッセナー・アレンジメントの定義を機械的に引用するに留まり、経産省自ら言うように「少なくとも、現時点では実用性に乏しい規定」となっていること。米国のように応用研究、工学的研究も包含させた上で、過程、成果が公開されるものは規制対象外、あるいは英独のようにキャッチオール規制なので定義に拘泥する意味がほとんどないという状況とは大きな隔たりがあること。
- ③ 大学での授業、実習の扱いが米国のように明確に規制対象外と規定されていないこと。

④ その他、実際の研究現場で判断に迷う事例があること。

(例) 研究内容が非該当であっても該当貨物を取り扱う場合の「使用の技術」

※ 基礎科学分野において該当貨物の使用方法を教える場合には、必要最小限の範囲の使用技術を提供する目的であれば、許可不要とのQAが示されている（2013年2月）。

欧米に比して必要以上の制約となる制度・運用は、大学の国際競争力向上や安全保障輸出管理の本質からはずれる事務負担の軽減のためにも、早急に改善されることが必要と考えられます。

以下、米国や英独のような比較的自由的な仕組みを、現行の外為法の法制下で採用することの可能性について、検討してみます。

(1) 「公知」の一類型として、公開される科学研究や教育機関での授業・実習を規制対象外とする可能性について

① 外為法では、一定の機微な貨物の輸出だけでなく、技術提供についても許可を要する規制対象となっていますが、このうち、具体的に規制対象とならない技術提供については、外国為替令を受けた貿易関係貿易外取引等に関する省令（貿易外省令）の第9条で「許可不要の特例」として規定されています。その中で、大学における安全保障輸出管理に関係すると思われる部分は、第2項第九号（公知技術の提供又は公知にするための技術提供）のうちの、学会誌の提供（ロ）、学会発表用原稿の送付、学会誌への投稿（ホ）のほか、同第十号で「基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引」があります。

これらは、基本的には、ワッセナー・アレンジメント（WA）の規定を踏まえたものですが（ただし、(2)で後述するように、WAでの「公知」概念よりも狭い）、しかし、貿易外省令は、決して国際レジームの字面だけをそのまま規定しているわけではありません。第9条2項九号では、「公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引」を、更に個別具体的なイ～ホの5つケースに分けて規定しています。WAでの「公知は規制対象外」との趣旨を踏まえた内容となっています。WAにもある特許

申請を目的とした技術提供も規制対象外となっていますが、これも、公知化の一類型と考えられます。

- ②それであれば、「公知又は公知にするための取引」として、他にも考えられる具体的なケースを新たに追加することも可能と考えられます。米国もそのような視点に立って、公知の一類型として、研究過程や成果が公開される基礎科学研究（応用研究、工学的研究を含む）と教育機関における履修便覧掲載講座における授業・実習を位置づけているわけであり、我が国においても、これらについて同様の整理に立った規定を設けることは、WAや外為法の趣旨に反するものとは思われません。

※ なお、平成25年10月15日施行の貿易外省令の改正では、第9条第2項第十六号に暗号分野の国際標準策定のための暗号アルゴリズム等の取引に関して、許可不要と規定されました。この規定も、WAで明確な規定があるわけではないのですが、将来公開されることを前提とした取引、すなわち「公知にするための取引」の一環という考え方で経産省は許可不要と整理したものです。こうした至近の例もありますので、WAや外為法の趣旨に包含されるものについて、具体的な規定の追加は可能と思われま

- ③また、基礎科学研究の範囲についても、無条件に公開されること（＝公知化）が担保されているのであれば、応用的研究や工学的研究が排除される理由はありません。学術誌への投稿、学会誌の送付、特許申請といった規制対象外の科学技術には、応用的研究や工学的研究ももちろん含まれています。

(2) 貿易外省令の「公知」概念をWAでの「the public domain」概念に合わせる必要性について

- ①上記のような整理をす

- ②貿易外省令第9条2項九号では、「公知」自体には定義は書かれていませんが、そのイ～ホの規定をみると、「不特定多数」に対する公開が前提と

して書かれています。しかし、「公知」と「不特定多数への公開」との間には概念上のギャップがあります。大学での授業や実習は、特定の大学の学生という特定多数又は特定少数の者が相手となりますし、学会は通常は特定メンバーが構成員です。不特定多数が聴講できるわけではありません。しかし、そこでの発表や質疑応答は二次的な情報伝達が禁止されていないことが一般的です。また、不特定多数を相手にした公開の講演会等で別途、個別に質疑に回答する場合にはやはり二次的な情報伝達は否定されていないと思われま

- ③WAの「the public domain」の定義は、次のように、二次的な情報伝達に制限がないものという趣旨になっており、不特定多数相手の公開よりも広いものとなっています。

"In the public domain"

This means "technology" or "software" which has been made available without restrictions upon its further dissemination.

Note Copyright restrictions do not remove "technology" or "software" from being "in the public domain".

- ④この点は、米国のEARでも、同趣旨のことが述べられています。

§ 734.7 PUBLISHED INFORMATION AND SOFTWARE

(a)

(4) Release at an open conference, meeting, seminar, trade show, or other open gathering.

(i) A conference or gathering is "open" if all technically qualified members of the public are eligible to attend and attendees are permitted to take notes or otherwise make a personal record (not necessarily a recording) of the proceedings and presentations.

⑤我が国の他法令でも、公知、公表の概念はより広いものとなっています。特許法の「公知」概念は、「公然知られること」であり、特定少数の者しか知り得ない場合でも、その者に守秘義務がなければ公知技術と判断されると解されています。また、著作権法第34条では、「著作物の公表」の定義として「公衆に提示された場合」とありますが、この場合の「公衆」には、「特定多数」も含まれます（第2条第5項）。

⑥以上のような状況を踏まえると、我が国の貿易外省令の「公知」概念も、WAや米国と同様に、不特定多数に対する公開に限定せず、大学での学生への授業や学会発表など、特定者が相手であっても、その発表の場であるコミュニティが社会的に認知されており、二次的な情報伝達に制限がないものとの趣旨で再構成することが必要と思われる。

(3) 大学での輸出管理規制をエンドユース規制とする可能性

①英国、ドイツのように国内での技術提供は、リスト規制ではなく、エンドユース規制（キャッチオール規制）とすること自体は、その当否を別にすれば、法技術的には現行の外為法の枠組みの下で、貿易外省令で手当てすることによって可能とは思われます。

(例) 大学での教育・研究活動をエンドユース規制にする場合

貿易外省令第9条2項に、次の一号を追加。

「○号 大学における教育又は研究活動において技術を提供する取引（当該技術が外国において核兵器等若しくは輸出令別表第一の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき又は経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知をうけたときを除く）」

②もともと、平成21年の外為法改正に至るまでの産業構造審議会（安全保障貿易管理小委員会）での議論の中で、技術提供規制で所謂ボーダー規制を導入するに際して、「居住者」「非居住者」概念を廃止し、国内での提供においてはリスト規制を廃

止し、英独のようにエンドユース規制に一本化すると案が、事務局の経済産業省から提示されたことがありました。これによって、入国後6ヶ月経過すると居住者、非居住者のステータスが変わるということなく、いつであっても、大量破壊兵器開発等の懸念用途に使われるおそれがあることを知った場合、当局から通知を受けた場合に許可を受けるという、安全保障輸出管理の本質に即した規制となるものと一時は思われました。しかしながら、その後、同案は撤回され、居住者、非居住者の概念及び国内取引におけるリスト規制も残したままでボーダー規制が導入されるとの方向でまとめられました（産構審小委員会で提示された上記の事務局案については、CISTECジャーナル2008年9月号（No.116）で詳細に解説していますのでご参照下さい）。

このため、居住者、非居住者概念は外為法本体に残ることになったことから、6ヶ月でステータスが変わるという問題は残ることになりました。しかし、ボーダー規制が導入されたことにより、国外に持ち出す段階で、提供元、提供先のステータスを問わず、規制対象となったため（＝「出口」で管理する）、国内での提供についてはエンドユース規制に一本化するとの考え方は、自然な帰結と言えるでしょう。

③ただ、国内での技術提供についてエンドユース規制に一本化とした場合、技術は貨物とは異なり、通関時のチェックというものがありませんから、ボーダー段階での流出を阻止する規制の実効性の点で問題がありうること、また、一般取引全体にその網がかぶることから、やり方次第では取引当事者に負担が加重される可能性もないわけではないこと等の事情から、現行の仕組みからはかなり飛躍したものとなることは否定できません。

(4) 本来不要の該非判定を不要とするための検討

この点は、実務的プラクティスの面で解決しているのであればいいのですが、制度上の潜在的な問題としては残っています。

WAで規定されている規制対象外の各類型は、文字通り「規制対象外」ですから、本来「許可不要」として規定するのではなく、その技術提供取引自体

を規制対象から外すことが筋です。その差異としては、該非判定を要するかどうかが大きな違いとして出てきます。

「許可不要」という位置づけだと、「規制対象であり本来は許可が必要だが、例外的に許可は不要」ということになり、該非判定が必要となってしまいます。技術提供取引自体が規制対象でなければ、該非判定は不要です。

この点は、実務的には貨物の場合に大きな問題となってきます。通関手続きにおいては、「該当／非該当／許可例外（特例対象）」の三分類となっているため、たとえ許可不要の特例であっても、該非判定をした上での社内管理が必要となってきます。安全保障貿易管理上は本質的ではまったくない無駄な作業を強いられることになり、これが大きな問題となっていました（市販暗号特例等）。他方、技術提供の場合には、通関手続きがないため、このような問題が顕在化しにくいのですが、それでも、規定に基づく順序からすれば、すべて該非判定をした後に、許可不要の特例の適用かどうかを判断し、適用対象でなければ、そこから取引審査に入るという順番となってしまいます。安全保障輸出管理の本質からすれば、用途や最終需要者といったエンドユースに懸念がないかどうかを審査する取引審査にこそ精力が注がれるべきところですが、その前段階の作業を強いられるとすれば、それは是正される必要があります。

その意味で、WAで規制対象外とされる公知、基礎科学研究、特許出願等の類型については、外為令第17条第1項において、法第25条第1項で対象となる取引から除外することが本来の姿です。運用において、この3類型については該非判定を行わないことを運用上定着させることができれば、必須ということではないのかもしれませんが、制度論としてはおかしく、いずれ整理が必要となると思われます。

6. 望ましい対応の方向性

産業界においてもそうですが、大学においても、懸念用途、懸念ユーザーに懸念技術が渡らないようにするという安全保障輸出管理の本質に即した部分に、精力が集中できるようにすることが必要です。産業界では、許可不要（特例適用）か非該当かという違いだけで、社内管理、通関管理面で多大な精力

を割かなければならないという不合理などがありました。市販暗号特例の非該当化でかなり解消されました。

他方、大学の場合には、留学生や研究者が来日後6ヶ月を超えるかどうかといったステータスの管理、曖昧な「基礎科学分野」の定義に該当するかどうかの判断、知財分野と輸出管理の「公知」概念の差による峻別管理、研究過程における該当貨物の使用等のやはり安全保障輸出管理の本質とは離れた部分の管理に精力を注がざるを得ないことは、決して健全な姿とは思えません。他方で大学は、先端科学技術の母体であるだけに、懸念国、懸念ユーザー等から狙われやすいことは事実であり、それを如何に阻止するかに精力が注げるような仕組み作りが必要と思われる。

その観点から、措置が必要と思われるのは、欧米諸国の例に準じた以下の2点です。

- ① 公開を前提とするごく一般的な大学での教育・研究活動が阻害されないようにするための、法令上の手当て
- ② 大量破壊兵器の開発等の懸念用途・需要者に利用されないようにするための、入口及び出口での管理措置

以下、順次、望ましいと考えられる方向性について述べていきます。

（1）QA等のレベルで対応可能な措置の速やかな手当て

まずは、現行法を前提とする日々のプラクティスが円滑に進むような措置で、法令レベルの改正をせずとも対応できるものの実施が図られることが望まれます。

- ① 日常的に直面する疑問についての扱い明確化
（例）リスト規制非該当の分野・貨物に関する基礎的な研究（基礎科学分野に限らず、特定の製品等の設計・製造を念頭においていない場合）において、リスト規制該当貨物の操作方法を教える場合の、許可の要否（使用に「必要な技術」に当たらないので許可不要である旨）。
- ② 技術の該非判定を容易にするためのツールの提供
（例）貨物、技術一体化マトリクスの公表等
- ③ 外為法に基づく明らかなガイドライン的なエンドユース、ユーザーに関するチェック手順の提示

等

(2) 貿易外省令上の手当て

大学での教育・研究活動としてごく一般的であり、輸出管理上も規制対象とならない技術提供局面を、「公知・公知化」の観点によって規制対象から明示的に外すことが適当と思われまゝ。以下は、WAの規定の趣旨及び米国の例に即しつつ、冒頭に述べた最近のダイナミックな大学の動きの阻害にもならないような環境の整備に向けた改正素案です（一応、現行の貿易外省令の許可例外の規定に追加する形になっていますが、これらの部分は、上記5.(4)で述べたように、本来は、外為令第17条第1項において、法第25条第1項で対象となる取引から除外するのが筋です）。

これによって、大学での科学研究は、基礎研究、応用研究（工学的研究）を問わず、公開や自由な利用が担保されている限りは、米英独と同様、基本的には自由となるほか、“level playing field”（同等の競争条件）が一応は担保され、国際的大学間競争にも対応できることになると思われます。

九 公知の技術を提供する取引、技術を公知とするために当該技術を提供する取引又は研究活動において技術を公知とすることがあらかじめ定められている場合における当該技術を提供する取引（特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。）であって、以下のいずれかに該当するものイ～ロ（略）

ハ 工場の見学コース、講演会又は講義（電気通信ネットワークによるものを含む）、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

ニ（略）

ヘ 我が国又は外国の政府（地方自治体及び関係政府機関を含む）の認可を受けた大学、大学院又は高等専門学校が、あらかじめ公開された履修課程に係る授業又は実習に際して技術を提供する取引

ト 科学技術に関する研究であって、その過程及び結果が不特定の者に対して又は当該科学技術研究に係る研究者等から構成される学会その他の学術団体（日本学術会議協力学術研究団体及びこれに準じた国際学会に限る。以下「学会等」という。）におい

て公開されることがあらかじめ定められており、かつその公開されたものの不特定の者への二次的な伝達及び第三者による利用について制約がない場合における当該研究活動において技術を提供する取引 学会等において公開され（当該学会等において、当該公開内容に関して個別の質疑に応じて答える場合を含む）、その公開されたものの不特定の者への二次的な伝達について制約がない場合における当該技術を提供する取引

十（略）

十一（略）

<解説>

- ・ハの改正は、大学等による大規模公開オンライン講座（MOOC）を念頭においた確認的追加。申請すれば誰でも資格審査なく登録されることが前提（不特定多数への提供と見なし得る）。
- ・ヘは、国内での大学等や、海外の大学（日本の大学が海外分校を設ける場合も想定）での事前公開されたカリキュラムに基づく授業、実習について、米国と同様に措置するもの。日本の大学の教員が海外の大学に出向等して授業する場合も包含される。
- ・トは、米国のように、研究成果の公開や自由な利用が事前に担保されている科学技術研究は、基礎、応用（工学を含む）を問わず、規制対象外とするために措置するもの。公開は、不特定多数相手とは限らず、学会（米国でいう「科学コミュニティ」）での発表が一般的であることを念頭に規定。ただし、学会といっても様々なので、社会的に広く認知されているものに限定するのが括弧書きの趣旨。
- ・チは、資格制限があるのが一般的な学会での発表は、「特定多数」への提供となるため、それを対象外とするための措置。そこでの場外での関連の質疑応答も、二次的伝達、公開に制限がない限り規制対象外との趣旨で、いずれも、WAの趣旨に即したものの。
- ・なお、悪意を持って、機微技術を特定者に提供することを目的として、これらの行為を行う場合には、九号頭書の括弧内の除外規定（平成23年の確認的に追加された規定）により、規制対象となる。

(3) 留学生受入れ審査制度の創設

- ① 英国や米国のように、大学での教育・研究活動における自由度を確保するのと併行して、入口段階での審査が十分行われることが、大量破壊兵器開発等や軍拡等の懸念用途に使われないようにするためには必要となります。このため、留学生や客員研究者らに対するビザ発給の際に、できる限りのチェックが行われることが必要です。これは、特に大使館等が密接に関与する国費留学生については、むしろ国側が十分な責任を持つことが適当と思われます。
- ② 審査項目は、「3. (1) に掲げた英国のATASのそれが参考になるかと思われます。一定の自然科学分野の場合にこれらの審査対象になるというイメージですが、英国の例をみると、エンドユース規制にしているためか、適用対象となる科学分野の分類がかなり大分類のようですが、我が国の場合はリスト規制があるため、より具体的な機微技術分野に絞ることも選択肢としてあると思われます。また、ホワイト国向け包括許可制度の存在を考えれば、非ホワイト国からの留学生を対象として考えることになるとされます。
- ③ これらの審査主体は、ビザの審査・発給主体である外務省、法務省と、留学生受入れの所管省庁である文部科学省、安全保障輸出管理の所管省庁である経済産業省が一体となって、組織横断的に行われることが期待されることです。大学からは、国費留学生で現地大使館の審査を経て派遣されてくるのに、外務本省から外国ユーザーリスト掲載組織の者であることについての懸念の照会が大学になされて困惑するという指摘もあります。そういうことにならないよう、外務省の中でも、ビザ発給部門、留学生受入れ審査部門、核不拡散担当部門との密接な連携を期待したいところです。

この点は、CISTEC輸出管理アドバイザーの森本正崇氏の論考が参考となります（『大学や研究機関における機微技術管理の進展—体制構築後の運用と課題』CISTECジャーナル2012年5月No.139所収）。

もちろん、国費留学生に限られるわけではないので、大学と政府との適切な役割分担の姿についての検討が望まれるところです。

(4) 大学における科学技術の大量破壊兵器等への転用防止のための管理体制の整備

- ① 上記「5.」で述べたように、大学における科学技術研究環境を、欧米主要国並みに合理化して競争条件を均等化し、自由度を高めるとしても、他方で、法規制の対象となるかどうかとは関わりなく、大学における科学技術研究の大量破壊兵器等への転用防止、国際平和と安全の維持は、社会的責務でもありますし、大学自身の社会的評価にも直結する重要な課題です。

このため、外為法等による法規制の遵守に留まらず、それらの社会的責務を果たすという観点から、大学内での自主的な管理体制の整備と運用確立が望ましいところです。

- ② その場合、エンドユースについての懸念チェックを中心としたものとなるでしょうから、我が国の「明らかなガイドライン」や米国の「レッドフラグ」的なチェックが考えられます。参考になるのは、英国やドイツが、法規制上は大学内（国内）での技術提供については、キャッチオール規制一本にしている中で、留意事項を示しているガイドラインです。ドイツは、2005年に『技術移転における責任及びリスクに関する小冊子—個人・大学及び研究機関との技術協力の管理』、英国は、2010年に『英国の大学及び研究者のための輸出管理ガイダンス』がありますが、主としてエンドユースの機微性への注意喚起に着目したものとなっている印象です。
- ③ 我が国でも、平成21年の改正外為法に基づく輸出者等遵守基準や、経済産業省及び産学連携学会によって詳細な大学・研究機関向けのガイダンスが作成され、そこでは大学等における安全保障輸出管理の必要性と自主管理のための体制整備・運用上の留意点について詳細に盛り込まれており、大学等での輸出管理水準の向上に大変役立っています。そこでは、外為法に違反しないようにするための留意点、外為法遵守のための自主管理のあり方が中心となっていますが、外為法遵守に限定せず、国際平和と安全の維持、社会的責務の遂行というより大きな観点からのチェックがなされることが望ましいと思われます。

上記(1)で述べたように、日々のプラクティスを円滑化するための当面の措置として、外為法

に基づく明らかガイドライン的なエンドユース、ユーザーに関するチェック手順の提示が期待されるところですが、それをもとにしての検討が望ましいところです。

大きな柱は、以下のようなものになりますが、産業界と同様、大学も国際的な競争にさらされることになれば、国連安保理や米国等の動向のチェックも必要と思われます（米国の取引禁止リストであるDPLリストは、外国ユーザーリストには含まれていません）。

○分野のチェック

- ・大量破壊兵器等での利用可能性があるか。
- ・通常兵器の飛躍的向上、新兵器開発等に資するか。

○相手のチェック

<懸念主体かどうかの最低限のチェック>

- ・外国ユーザーリスト
- ・国連安保理等の制裁リスト
- ・米国等のDPLリスト（取引禁止リスト）等

<レッドフラグの懸念の存在の有無のチェック>

- ④なお、平成23年12月19日に東京地裁において、イラン国籍を理由とする入学拒否事件についての判決が出ており、国籍による差別であり、教育の機会均等に反するとして、入学不許可決定の無効確認等、大学側の敗訴となりました。そこでは、単純に国籍だけで判断するのは不合理な差別に当たるとしていますが、その判旨としては、その研究生と懸念国との結びつきの強さ、研究分野が核活動等に寄与する分野かどうか、その研究生が核活動等に寄与する可能性があるかどうか等の具体的事情を踏まえて判断すべきというものでした。前提として、安全保障上の理由により入学拒否することについては、科学技術の平和利用の必要性や大学学則が研究生受入れにつき幅広い裁量を認めていることから不可能ではないということがあり、その際、人権保障と安全保障上の制約との均衡が具体的に考慮される必要があるということだと考えられます。そのような点を踏まえながら、上記に述べたようなチェックが行われることが求められるところです。

7. 「基礎科学分野の研究」の扱いの検討の必要性

(1) 上記に述べたように、「基礎科学分野の研究」（ワッセナー・アレンジメントにおける“basic scientific research”）の規制除外規定については、欧米主要国においては実質的に意味がない枠組みになっています。そして、それらを踏まえて我が国での望ましい方向性として上記に記した内容も、同規定については事実上棚上げするものとなっています。しかし、その内容が曖昧なままで放置されることは、規制行政の透明性、予測可能性の観点からしても、望ましいことではありませんし、局面が国内だけでなく、国境を越えてのやり取りとなる場合に、この除外規定が意味を持つてくる場合もあり得ないわけでもないかもしれません。このため、その内容については、誰でもが明確に予測・判断できる規定内容とすることが期待されるところです。

(2) しかし他方で、近年、様々な先端研究を見ても、基礎研究と応用研究の境目が不分明になってきている感があります。個々の具体的研究を想起しながら、次の「基礎科学分野の研究」の定義に当てはめて検討した場合、ただちに該非が峻別できるかという困難ではないかと思われれます。

<役務通達の定義>

基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

(3) 例えば、超電導の研究は、自然現象の原理の究明の研究だと思われれますが、その成果は省エネ電力輸送その他の用途等が容易に想像できます。iPS細胞、幹細胞の研究にしても、生命体の形成原理という自然原理の究明の研究ですが、それは臓器再生用途に直結します。生体の機能の仕組みの解明は、生体工学に直結し、人工心臓、人工内耳、人工網膜等として実用化されています。2013年度のノーベル賞の科学分野を受賞した研究では、物理学賞のヒッグス粒子の発見は応用分野は当面見当たらないようですが、化学賞の巨大分子の複雑な化学反応のシミュレーションによる再現研究、医学・生理学賞の

細胞の物質輸送の仕組み解明の研究は、やはり自然現象に関する原理の究明であることは明白ですが、医薬品開発や治療法への応用が同時に考えられます。というより、そういう貢献度が大きいことを含めての受賞理由だったと思われる。

(4) WAが「基礎科学分野の研究」との定義付けをして規制除外をしたのは、ココム時代のものをそのまま引き継いだものですが、それが当時、どういう研究を想定していたのかわかりません。しかし、ココム時代からはもう半世紀以上も経過しており、上記のような最近の研究動向をみると、もはや実効的ではないのではないかと印象も否定できません。それでも依然としてこの定義で実効性のある分野があるとしてこれを維持するのか、それともより明確に、米国式に公知概念の延長で、公開の有無によって峻別する方向に切り換えるのか、その辺りの検討も、そろそろ国際レジームの場で議論がなされてもいい時期に来ていると考えられます。

8. まとめ

大学での安全保障輸出管理については、産業界にはない局面もあり、また基本的マインドが、産業界の場合には秘匿するのに対して、大学の場合には公開するという点で大きく異なっています。しかし、国際競争にさらされていることや、ひとたび事故が起きれば、社会的評価の面で甚大なダメージを被るという点では、産業界と共通のものがあります。産業界の場合には、過去ダメージを受けた具体的事例が多々あり、それを教訓として、産業界が一丸となって、外為法の規制対象かどうか拘わらず、広義のコンプライアンス、社会的評価を守るという強い問題意識の下、社内管理に取り組んできました。

大学の場合には、そういった事例の蓄積に乏しく、また企業のように上意下達的組織ではないがために、学長から個々の教職員に至るまで、問題意識や留意事項を徹底させるにも困難もあると思われます。しかし、そういう中でも、各大学での問題意識の醸成、具体的取組みは、近年着実に進められています。

そのような取組みを前提として、欧米主要国並みの研究環境が整備され、我が国の大学がその持てる

力をフルに発揮し、社会の発展に有益な大きな還元がなされることについては、産業界にとっても国益の面からいっても望ましく、大きな期待を寄せたいところです。

本稿で述べた点は、これまでの大学関係者からの発信、要請と共通するかと思いますが、今後、大学が、横の連携を一層強化され、当局に対して規制合理化に向けて働きかけをし、議論を深めていく上で、本稿がお役に立てば幸いです。

【参考資料】

<参考資料1：§ 734.8基礎研究からの結果として生じた情報>

EARの§ 734.8に「(b) 大学における研究」、「(c) 政府機関又は連邦政府資金提供研究開発センター (FFDC) における研究」、「(d) 企業における研究」及び「(e) その他の研究」が列記されています。

(b) 大学における研究

(1) 大学において科学者、技術者及び学生によって行われる研究は、(b) の(2) から(6) に示すように、一般的には基礎研究であると見なされる。

(2) 大学の研究者に資金提供者が提供した機密情報が不注意に漏洩されないことを確認するためだけに、資金提供者による公開前審査が行われる場合は、当該研究は基礎研究である。但し、研究成果が公開前審査の対象である場合には、企業の資金提供者から大学の研究者への情報の開示は、EARの規制対象である。

(3) 事前審査による遅延が、研究成果の公開の一時的な遅延の範囲を超えない限り、公開が特許権を侵害しないことを確認するためだけに、資金提供者による公開前審査が行われる場合は、当該研究は基礎研究である。

(4) 提供した情報の一部又は全部の公開を資金提供者が保留することに両者が合意した場合、企業の資金提供者から大学の研究者へ最初に提供される情報は、EARの規制対象である。

(5) (例えば企業の資金提供者の要求に基づいて) プロジェクト又は活動から生じた科学的及び技術的情報の公開について他の制限に、大学又はその

研究者が合意した場合には、大学における研究は基礎研究とは見なされない。それにも拘わらず、当該制限の有効期限が切れた、又は当該制限が解除された場合には、研究から生じた科学的及び技術的情報は、基礎研究に適格となる。

- (6) 米政府から資金提供された研究プロジェクト又は活動について、大学又はその研究者が、特定の国家安全保障上の管理を受け入れた場合には、§ 734.11（政府資金に基づく研究）の規定が適用される。
- (c) 政府機関又は連邦政府資金提供研究開発センター（FFDC）における研究

政府機関又は連邦政府資金提供研究開発センター（FFDC）に従事する科学者又は技術者による研究は、当該科学者又は技術者による情報の公開を管理するための、それらの機関により考案された、適切な仕組みの中で基礎研究と指定されるであろう。
- (d) 企業における研究
 - (1) 研究から生じた科学的及び技術的情報を、独占権の懸念又は特定の国家安全保障の規制に基づく制限又は遅延なしに、研究者が自由に公知とすることができる場合には、企業に従事する科学者又は技術者による研究は、基礎研究と見なされる。
 - (2) 企業が研究者に提供した機密情報が漏洩しないことを確認するためだけに、企業が実施する公開前審査は、(d) (1) で規定されている独占権により制限された研究とは見なされない。但し、大学での研究成果が公開前審査の対象である場合には、(d) (1) の規定は、大学の研究者に対する情報の提供を承認していない。
 - (3) 事前審査による遅延が、研究成果の公開の一

時的な遅延の範囲を超えない限り、公開が特許権を侵害しないことを確認するためだけに、企業が実施する公開前審査は、独占権により制限された研究とは見なされない。

- (4) 但し、提供した情報の一部又は全部の公開を企業が保留することに両者が合意した場合、企業から研究者へ最初に提供される情報は、基礎研究の規定に基づいて承認されない。

(e) その他の研究

(b) から (d) で記載されている機関に従事していない科学者又は技術者による研究は、(d) に記載されている企業における研究として取り扱う。

＜参考資料 2：WAのBasic Scientific Researchの定義＞

Experimental or theoretical work undertaken principally to acquire new knowledge of the fundamental principles of phenomena or observable facts, not primarily directed towards a specific practical aim or objective.

現象又は観測可能な事実の基本原理に関する新しい知識を習得することを主目的として実施される実験的な又は理論的な研究であって、主として特定の実務的な目的に向けたものでないもの。

＜役務通達の定義＞

基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

経済産業省経済協力局貿易管理部
 安全保障貿易管理課 佐藤課長殿
 安全保障貿易審査課 成瀬課長殿
 安全保障貿易管理課 山崎安全保障情報調査室長殿
 写) 安全保障貿易管理課 竹上課長補佐殿
 写) 安全保障貿易審査課 降井課長補佐殿

平成 20 年 2 月 15 日
 (財)安全保障貿易情報センター
 輸出管理のあり方専門委員会
 総合分科会
 主査 鳥越 達弥

ワッセナー・アレンジメントの基礎科学研究に関する提言

ワッセナー・アレンジメントにおいて基礎科学研究に関する技術提供に関しては、General Technology Note にて規制除外がされており、Definitions にて基礎科学研究 (Basic scientific research) の定義がされています。一方、この定義では適用できる範囲が狭い、明確ではないなど基礎科学研究の提供に係る除外規定が有効に運用されているとは言いがたい状況となっています。

安全保障上の技術流出に対応しつつも、円滑な科学技術の発展に資するべく本件の見直しが必要になってきていると考えられ、今般、当分科会としてワッセナー・アレンジメントに提案するべきと判断し下記のように提言いたしますので、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 基礎科学研究における技術提供の現状

ワッセナー・アレンジメント (以下 WA と呼ぶ) 及び我が国政省令では基礎科学研究の除外規定、及び定義は以下のようになっています。この除外規定を適用する場合、応用研究 (特定の製品の設計又は製造を目的とする研究) かそうでないかの判別が難しく、除外規定適用を困難なものにしています。大学・研究機関では輸出管理が不十分と言われていますが、この判定の困難さも要因ではないかと考えられます。

一方企業における研究は何らかの製品への応用を目的にしているものと判断され、安全保障上問題とならない研究まで規制されているのが現状です。

ワッセナー・アレンジメント

General Technology Note

...

Controls do not apply to "technology" "in the public domain", to "basic scientific research" or to the minimum necessary information for patent applications.

DEFINITIONS

"Basic scientific research"

Experimental or theoretical work undertaken principally to acquire new knowledge of the fundamental principles of phenomena or observable facts, not primarily directed towards a specific practical aim or objective.

本邦政省令等

貿易外省令（省令第9条第1項第六号）

六 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

役務通達（1（2）ク）

ク 基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

2. 米国における扱い

米国では以下の通り 1985 年より基礎科学研究に関し実務的な解釈を行っており、公開されるべき研究は応用研究であっても暗号などの一定の品目を除き基礎科学研究として扱われています。言い換えれば、契約若しくは協定などで情報の公開が禁止されている技術以外は基礎科学研究として本除外規定の適用を受ける事ができます。

本規制内容において、以下のようなメリットがあると考えます。

契約書等で開示の禁止を明示する事により、研究者も基礎科学研究の除外規定を受ける事ができるかの判断が容易。

管理すべき対象が明確になり、大学・研究機関における管理が容易になる。

安全保障上の担保もとることができる。

企業が委託する際にも契約上の義務とは別に輸出管理上の制約を受けるために企業にとっても不用意な技術流出のリスクが減少する。

大学・研究機関の着実な管理を目指すうえでは非常に有効な規制内容と思われます。企業の場合にも安全保障上不必要な規制を受ける事がなくなり、科学技術発展のために有効であると考えます。

米国での基礎科学研究規制

米国では 1985 年 9 月 21 日の National Security Decision Directive 189, "National Policy on the Transfer of Scientific, Technical and Engineering Information" において fundamental research について以下の定義がなされています。

'Fundamental research' means basic and applied research in science and engineering, the results of which ordinarily are published and shared broadly within the scientific community, as distinguished from proprietary research and from industrial development, design, production, and product utilization, the results of which ordinarily are restricted for proprietary or national security reasons.

この大統領令を基に EAR では

§ 734.8 INFORMATION RESULTING FROM FUNDAMENTAL RESEARCH

(a) Fundamental research

に以下のように規定されています。

“fundamental research”

The intent behind these rules is to identify as “fundamental research” basic and applied research in science and engineering, where the resulting information is ordinarily published and shared broadly within the scientific community. Such research can be distinguished from proprietary research and from industrial development, design, production, and product utilization, the results of which ordinarily are restricted for proprietary reasons or specific national security reasons as defined in §734.11(b) of this part. (See Supplement No. 1 to this part, Question D(8)).

Note that the provisions of this section do not apply to encryption software controlled under ECCN 5D002 for “EI” reasons on the Commerce Control List (Supplement No. 1 to part 774 of the EAR) or to mass market encryption software with symmetric key length exceeding 64-bits controlled under ECCN 5D992. See §740.13(e) of the EAR for certain exports and reexports under license exception.

これに引き続き大学、企業などに対する細則が規定されています。

§ 734.8 (抜粋)

(b) University based research

(1) Research conducted by scientists, engineers, or students at a university normally will be considered fundamental research, as described in paragraphs (b)(2) through (6) of this section.

(d) Corporate research

(1) Research conducted by scientists or engineers working for a business entity will be considered "fundamental research" at such time and to the extent that the researchers are free to make scientific and technical information resulting from the research publicly available without restriction or delay based on proprietary concerns or specific national security controls as defined in § 734.11(b) of this part.

§ 734.9

EDUCATIONAL INFORMATION

"Educational information" referred to in 734.3(b)(3)(iii) of this part is not subject to the EAR if it is released by instruction in catalog courses and associated teaching laboratories of academic institutions.

上記に一部抜粋しましたが、この“fundamental research”に係る米国における運用は上記 § 734.8(a)に続く次の条項で明確にされています (参考資料 2)。

§734.8(b) University based research

§734.8(c) Research based at Federal agencies or FFRDCs

§734.8(d) Corporate research

§734.8(e) Research based elsewhere

§734.9 EDUCATIONAL INFORMATION

§734.11 GOVERNMENT-SPONSORED RESEARCH COVERED BY CONTRACT CONTROLS

3 . WA への提案

上記のように米国の基礎科学研究の運用は非常に合理的でかつ技術者が容易に判断する事ができ、ひいては安全保障上においても確実な管理が可能になると考えられ、米国の基礎科学研究の解釈を WA に提案していただきたくお願いいたします。

4 . 公知について

本基礎科学研究の提案に関連して、本邦の政省令の「公知」の解釈を見直していただけるよう要望いたします。

WA では「公知」として以下の定義があります。

"In the public domain"

This means "technology" or "software" which has been made available without restrictions upon its further dissemination.

Note Copyright restrictions do not remove "technology" or "software" from being "in the public domain".

この " without restrictions upon its further dissemination" は、提供される相手が特定少数であっても、二次的な情報伝達を禁止していない場合は公知としての扱いを受ける、と解釈すべきと思われます。例えば学会などでの発表時に公開の席上では開示をしなかったものの、個別の質問で回答したような場合、この回答が予め予想 Q&A として想定されていたような場合は規制を受けない、と解釈されます。

なお、米国ではこれ等の補足としてオープンであることの例として以下のように規定されています。

§ 734.7 PUBLISHED INFORMATION AND SOFTWARE

(a)

(4) Release at an open conference, meeting, seminar, trade show, or other open gathering.

(i) A conference or gathering is "open" if all technically qualified members of the public are eligible to attend and attendees are permitted to take notes or otherwise make a personal record (not necessarily a recording) of the proceedings and presentations.

我が国の「公知」の解釈には WA の本定義の要素が盛り込まれておらず、学会などでの発表で技術者に不要な制約を与えており、本来の科学技術発展の妨げになっています。この WA の解釈も政省令に盛り込む事を要望いたします。

以 上

参考資料 1

政省令 - EAR の比較

参考資料 2

EAR §734.8 、 §734.9 、 §734.11

要望書

平成 24 年 月 日

(注)平成 24 年 2 月 8 日付けで提出

経済産業省 貿易管理部
安全保障貿易管理課長

(写) 文部科学省 高等教育局 学生・留学生課長
文部科学省 大臣官房 国際課長

大学等の高等教育機関における教育・研究活動に係わる
輸出規制の例外範囲拡大の要望

大学等における輸出管理への貴課の日頃からのご配慮に、衷心より感謝申し上げる次第です。

さて、平成 22 年の輸出者等遵守基準の義務化を受けて、大学等の高等教育機関においては、輸出管理規程等を策定し、留学生等への技術提供に関わる管理体制を、多くの困難を克服しながら、今漸く整備しつつあるところであります。現行の外国為替令等の規定では規制対象範囲が極めて広いことから、経済産業省がそのホームページの Q&A 等で、「基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引」に「外為法上の許可は必要ないものと解される」と明示されたことは、大学等におけるそうした輸出管理業務の過重な負担を軽減するための同省の適切な施策であったと、私どもは捉えております。

しかしながら、「基礎科学分野の研究活動」は、同省の役務通達において「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、論理的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。」と定義されており、工学・薬学等の研究においては、許可申請を要しない分野は極めて限定的です。そのため多様な教育・研究活動が行われている、大学等の高等教育機関における輸出管理業務は、いまだに極めて困難な状況に置かれています。

特に、資源の再生利用や自然エネルギーの活用のような、「基礎科学分野」に分類はされないものの、輸出規制対象分野とは関連のない分野で、多くの有為な教育・研究が大学等では行われています。ところが、これらの遂行に不可欠な機器等の使用技術を留学生等に提供することまでが規制対象となっている現状では、そうした高等教育機関本来の社会的使命を果たすこと自体が困難になっていると言わざるを得ません。たとえそうした機器等が輸出規制の対象となるものであったとしても、輸出規制対象分野以外の教育・研究に使用されているのであれば、その使用技術の提供に係わる安全保障上の懸念はないものと考えます。

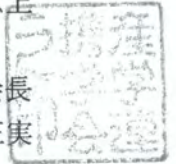
こうした理由から、私共は、大学等の高等教育機関における教育・研究活動に係わる輸出規制の緩和措置を求めるものです。具体的には、以下の技術提供を、外国為替令に基づく輸出規制の例外として、その対象外とすることを要望致します。大学の社会的使命に鑑み、貴課におかれましては特段のご配慮を頂ければ幸いです。

記

- ① 高等専門学校（専攻科を含む）、短大及び4年生大学の学部の通常の専門教育課程（注：特別講義などは含みません。）において、留学生に卒業に必要な履修単位を取得させるために行われる技術提供。
- ② 大学院修士・博士課程に在籍する留学生が輸出規制対象分野以外の研究を実施する上での、必要最小限の規制該当機器の使用技術の提供。
- ③ 外国人研究生（博士課程入学準備等のために、一定期間大学に在席して勉学する場合等を含む）が輸出規制対象分野以外の研究を実施する上での、必要最小限の規制該当機器の使用技術の提供。

以上

特定非営利活動法人 産学連携学会 会長
伊藤 正実



一般社団法人 日本知財学会 会長
軽部 征夫



第4章 要望事項

わが国の輸出管理制度の見直しについては、C I S T E C等の要望を受け、経済産業省においても、諸手続きの改善が進められているところである。しかし、輸出管理規制のフレームワークに対する改善提案については、C I S T E C、経団連、国大協、産学連携学会、日本知財学会等において要望書が提出されているが、未だ今後の対応について明確な方針が打ち出されていない。

以下は、本アンケートの調査結果およびその後開催された輸出管理実務者情報交換会での議論を踏まえ、関係機関に対する要望事項をまとめたものである。これらの要望事項は、わが国の輸出管理全般に係る大きな課題であるので、関係機関においては、これら要望事項の早期実現へ向けて検討を進めるようお願いする。

1) 該非判定支援システムの整備

該非判定のための電子化ツールについては、すでに英国、韓国、台湾等で導入されており、一定の成果をあげている。特に韓国においては、2007年から対外貿易法の改正、戦略物資管理院(K O S T I)の設立、E U規制番号の導入、戦略物資管理システム(yes Trade)の革新などユーザーフレンドリーな制度にするための一連の改革を進めている。

わが国においても、C I S T E Cにおいて項目別対比表とパラメータシートが作成され有償で提供されているほか、個別の案件に即した質の高い該非判定サービスが有償で提供されている。

一方、大学・研究機関においては、研究機器メーカーと異なり、各研究室の取り扱う研究機器・材料の品目数は膨大であり、その取扱い品目のすべてを、経産省やC I S T E Cの該非判定サービスや研究機器メーカーへの照会で対応することは、予算と工数の面から現実的ではない。

研究者や大学の輸出管理部門が簡便かつ迅速に自己判定できるよう、わが国においても、上記の先進事例を参考にした上で、早急に該非判定支援ツールを開発し導入することを要望する。該非判定支援ツールが電子化されれば、審査側と申請側の双方の工数が削減されるだけでなく、許可申請審査の迅速化が図られる。わが国だけが、欧米、アジア諸国よりも重い負担を強いられながら国際競争に臨まなければならないことは避けるべきである。

また、このような該非判定システムが開発されるまでの暫定措置として、専用回線を用いた「電子面談システム」を導入することを要望する。現在、経済産業省の該非判定審査を受けるためには、霞が関の経済産業省本省へ行かなければならず、地方在住の研究者や輸出管理実務者には大きな負担となっている。県庁所在地毎に専用回線を利用した「電子面談システム」が導入されれば、大幅にユーザーの利便性が向上することが期待される。

経済産業省において「電子メールによる相談」ができるようになったが、この「電子面談システム」は電子メール相談を補完するツールとして位置づけることも可能である。

2) 製品・型番別該非判定データベースの構築

製品・型番別該非判定データベースについては、すでに半導体分野で公開されている他、一部の電気メーカー等においても公開され、産業界の該非判定作業の迅速化に大きく貢献している。

大学、研究機関においても輸出管理体制の整備を進める中で、各種研究機器メーカーへ照会した該非判定データが蓄積されつつある。その一方で、研究機器メーカーに照会しても、その回答に数週間を要するケースや判定を断られるケースもまれではない。そのために研究プロジェクトの進捗に支障をきたす場合もある。また、研究機器メーカー側においても、ここ数年、該非判定の照会に対する回答作業に多大な労力が発生している。

研究機材については、大学や研究機関等で共通するものも多く、これらのデータがポータルサイト等で閲覧または検索できれば、大学、研究機関、および研究機器メーカー側双方にとって大幅な労力削減となり、わが国全体として輸出管理業務の迅速化が図られることが期待される。

経済産業省またはC I S T E C等において、製品・型番別、該非判定データを収集、公開するためのプラットフォームを構築するよう要望する。

経済産業省、C I S T E C等に対応できない場合には、U C I P等の輸出管理を研究する団体等がこのためのポータルサイトを構築できるよう支援していただき、全国の研究機器メーカーや大学・研究機関の輸出管理実務者から該非判定データを収集し公開することを提案する。

[該非判定データの公開例]

注)以下のデータは、情報提供者からの該非判定データを閲覧者の参考に供するため開示したものであり、当機関はその内容について、一切保証するものではない。

| 型番 | 製品名 | メーカー名 | 確認日 | 関連条項 | 判定結果 | 情報提供者の種別 |
|-----|-----|-------|----------|------|------|-----------------------------|
| 〇〇・ | 〇〇・ | 〇〇電気 | 2012.4.1 | | | 大学／研究機関／ メーカー／商社／ その他 |

3) 政省令等の重層構造のスリム化、輸出等に係る基本法の制定

現行のわが国の安全保障輸出管理規制は、対象が広く輸出者全般におよび、規制内容も企業等の存亡にもかかわるものである。このため関係法令は本来誰にでも容易に理解できるものであることが望ましい。

現在の関連する政省令は、重層的で例外規定の多い複雑な法体系をたどらなければならず規制対象の特定が困難である。政省令がつぎはぎに改正され、理解するのが容易でなく運用解釈の一貫性が十分には確保されていない。

アンケート結果においても、要望事項として「政省令等の重層構造のスリム化」を選択

したものが約 50 件、「輸出等に係る基本法の制定」と回答したものが約 20 件であり、両方合わせると 70 件を超え「該非判定ツールの電子化」とほぼ同程度の件数が回答されている。これに「輸出規制品目番号の国際化」の 20 件も含めると、法体系の整備は最も高い件数を占める要望といえることができる。

現在、経済産業省と C I S T E C 等の関係機関で「輸出規制品目番号の国際化」について検討が進められているが、わが国の輸出規制品目番号に E U の番号体系が導入されれば、国際的な輸出管理協力体制の構築を促進することが可能になる。また、前述の該非判定支援システムや製品・型番別該非判定データベースも、国際的な輸出規制品目番号との整合性を持たせることにより、世界に開かれたオープンプラットフォームとして海外からの利用も可能となり、国際社会へ貢献することになる。

わが国においても、米国や韓国のような安全保障貿易管理に特化した「外国貿易法」の策定例を参考に、誰にでも理解しやすい輸出管理法体系の抜本的改革に取り組むことを要望する。

新しい輸出管理法が制定されるまでの暫定措置として、今回のアンケート調査およびその後開催された情報交換会において多数の要望があった「基礎科学分野の判断基準の明確化」、「居住者要件に関する運用指針の見直し」、「外国人留学生等を受け入れる際の政府関係機関による輸出管理上の確認」、「大学・研究機関が輸出管理体制を構築できるようにするための法的環境の整備」、「大学入試の合否判定における輸出管理上の確認の判断基準」等について、「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス」等で、運用指針を明確にすることを要望する。

わが国の外為法の規制体系は、コムの規制がなくなった後も、大きな変更はなく現在に至っている。コム時代には規制される輸出先が共産圏で明確であり、輸出管理の重点が該非判定作業におかれていた。しかし現在では、その重点は、大量破壊兵器等のエンドユースに懸念がないかの取引審査に移行している。

法体系が以前と同じであるため、エンドユースに懸念がない場合であっても、ほぼあらゆる輸出品目について、まず規制対象品目であるかどうかの該非判定を行う運用となっており、輸出管理者に多大な作業負担を強いることになっている。今後は、エンドユースの懸念チェックを取引審査で先に行い、その後に該非判定を行うことができるよう法体系を再構築していただきたい。その改革を実現するために、政府は国際レジームにおいて積極的に働きかけを行うとともに、国際的に産官学が連携した輸出管理協力体制の構築も視野に入れた提案を行っていただきたい。

4) 輸出管理に係るすべての政府機関の総合窓口の設置

米国では、オバマ政権の強力なリーダーシップのもと、輸出管理体制を抜本的に見直す動きが活発化している。米国の産業界、学界、政府内部からの様々な指摘を真摯に受け止めて、「現行の輸出管理体制は時代遅れであり、国際的競争力を阻害する」との共通認識の下

に、政府関係機関の窓口の一本化に着手している。

わが国の大学・研究機関等の輸出管理業務においては、現在、経産省、文科省、外務省、法務省等の関係官庁へ個別に照会をかけながら事案の審査を行っているが、煩雑であり効率的ではない。特に外国人留学生の受入れ審査は、大学だけでできるものではなく、外務省、文科省、経産省、法務省等の協力があって初めて可能になるものである。

輸出に関連する政府機関の総合窓口を設置し、迅速かつ漏れのない輸出管理ができる体制を早急に整備することを要望する。

5) 大学等共通輸出管理センターの設置

国大協、産学連携学会、九州地域輸出管理実務者ネットワーク、安全保障輸出管理に関する11大学連絡会、UCIP等で輸出管理に関する研究会を設け、一定の成果をあげているところであるが、輸出管理業務については、その業務としての専門性が高いため、個々の組織内で十分な専門的知識を有するスタッフを養成することは困難な状況にある。

今回のアンケート調査においても、上記研究会等をさらに拡充し、全国レベルで輸出管理全般に係わる情報交換、人材育成、予備的な該非判定等ができる共通の輸出管理センターを創設することを要望する提案が多数あった。

今後、全国の大学・研究機関等で、輸出管理に係る共通管理センターの創設に向けて、検討を進めることを提案する。

6) 「輸出管理デー」の開催

大学・研究機関等における輸出管理啓発教育は、2010年の輸出者等遵守管理基準の施行に伴い各機関において実施されているところである。

その一方で、初期の輸出管理導入教育を終了した大学等においては、次年度以降の輸出管理教育の講習内容に目新しいものがなく、マンネリ化し、継続的に輸出管理について啓発していくことが困難な状況にある。

ドイツの大学においても、同様の問題に直面していた。この問題の打開策として、ミュンスター大学とBAFA（ドイツ連邦輸出管理局）が中心となって、年に一度、国内の産官学の輸出管理関係者に対し呼びかけを行い、ドイツの輸出管理体制を強化するため、「輸出管理デー」を開催している。

わが国においても、大学や研究機関だけでなく、関係政府機関、産業界の輸出管理関係者が年に一回一堂に会し、「日本版輸出管理デー」を開催することを提案する。開催にあたっては、世界各国から輸出管理の専門家を招聘し、先進的な取り組みの紹介と情報交換を行い、国際的な産官学の輸出管理体制のネットワーク構築の場とすることも視野に入れる。

大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について

平成22年6月23日

国立大学協会 教育・研究委員会

<はじめに>

我が国の先端技術情報の不用意な流出による産業競争力への影響や、大量破壊兵器等の開発・製造・使用に係る技術の漏洩による国際社会の平和及び安全への影響に対する懸念を背景に、これらの技術を保有する者には外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づく技術提供管理の厳格な実施が求められている。これらの技術を保有する者には大学並びに大学で研究に携わる研究者も含まれることから、これまで関連省庁から大学に対して技術提供管理体制の構築と効率的な運用に関する依頼があり、国立大学協会としても会員大学に対してその重要性を周知しているところである。

大学における安全保障貿易管理の検討の際に常に問題となるのが、技術の提供と教育との関係である。大学における研究の多くは教育と深く関連しており、ほとんどの技術提供は教育の一環として実施されている。今後、外為法の理念を踏まえ、技術提供管理の実効をあげるためには、この問題を整理しておくことが極めて重要であると考え。そのためには、政府、関係機関と大学が有機的・総合的に連携する必要があることに鑑み、国立大学協会として、大学のみならず政府、関係機関に具体的な要望・提言を行うものである。

<提 言>

○政府、関係機関に対する要望

外為法における技術提供管理の原則は、提供する技術と提供する相手が明確になった「出口」の管理であるが、大学に対してはこれだけでなく、「提供する可能性のある」技術の管理、「提供する可能性のある」相手の管理をも求められている。これは、大学の研究の多くが教育と一体になっていることに関連し、研究者や学生、特に外国人留学生が将来、教育された知識を持って国外へ出ることが想定されているためである。このこと自体は、外為法における技術提供管理の精神に照らして理解できるものであるが、ここに内包される「曖昧さ」が大学における技術提供管理体制の構築と効果的運用を阻んでいることは否めない。これは外為法の運用の問題であり、その回避のため、政府、関係機関においては以下の検討、実施をお願いしたい。

1) 外国人留学生や研究者の受け入れについての判断を行う仕組みの構築

一般的に、外国人留学生や研究者が、日本の大学へ留学・研究活動を行う目的で来日する場合、まず、法務省入国管理局による在留資格許可を受けた上でその許可証を持って、当該外国人が居住する最寄りの日本国大使館・領事館にビザの申請・発給を受けて初めて来日が可能になるが、最初の入国管理局への在留資格の申請は、大部分が当該外国人を受け入れる大学が本人に代わって受け

入れ証明等を添付して在留許可申請する「代理申請」の形態をとっている。また、短期間の滞在を目的とした、欧米国籍の者については、ビザの相互免除により、入国前に日本政府への申請は不要となっている。すなわち、大学への外国人の受け入れについての最初の可否の判断（スクリーニング）は、大部分はそれを受け入れる大学がしなければならず、昨今、アルカイダに代表される国際テロ組織の活動が複雑化する中で、大学にその責を負わせることは困難な状態となっている。

他方、2005年には、素粒子物理学などの基礎研究を行うために来日を希望したインド人研究者や大学院生へのビザが発給されずに、国際問題になったことがあるが、これについても、基礎研究に対する政府の理解不足もその一因であったと考えられる。今後、機微技術に係る取り扱いが厳格になる中で、それにアクセスする外国人の管理は、入国時のスクリーニングを大学に担わせている以上極めて難しく、ついでに、政府（外務省、経済産業省、法務省、文部科学省）と大学とが相互に必要な情報提供を行いながら、受け入れについての判断ならびにその基準の共有を行う仕組みを構築していくことが効果的であると考えられる。

(2) 「基礎科学分野の研究活動」の定義の明確化

現行の制度でも、基礎科学分野の研究活動に伴う情報の提供は、安全保障貿易管理の規制対象から除外されている。しかし、この「基礎科学分野の研究活動」の定義は、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」とされており、解釈によってその範囲は必ずしも明確でない。特に、製品応用を背景に実施されることの多い工学分野の研究は、応用科学分野の技術提供として除外対象に該当しないと捉えられる可能性がある。こうした判断の可能性が残されていると、多くの学生や研究者が日々入れ替わりつつ教育研究を実施している大学においては、当該分野の研究や研究を通じた教育を制約せざるを得ない。

このような制約に伴う学術の発展への影響を回避するために、「基礎科学分野の研究活動」の定義を明確化し、例えば大学で実施される研究の多くの部分を占める「研究成果の公開を前提とした研究活動」¹は、いわゆる基礎科学のみならず応用科学分野の研究を含めて規制除外の対象として認定いただくよう関連法令の運用を改めていただくことを要望する。同様の要望は、ワッセナー・アレンジメントの基礎科学研究に関して（財）安全保障貿易情報センター輸出管理のあり方専門委員会総合分科会からも提言²されており、これらを勘案して関連法令の解釈を改めていただきたい。

(3) 簡便で汎用性の高いマニュアルの作成

大学における安全保障貿易管理の重要性は認識されているものの、その内容については大学関係者において十分認識が進んでいるとは言いがたい。また、基盤である外為法も含め、その複雑さゆえに問題への対応や理解に向けた取り組みが十分に進んでいないことも否定できない。この問題を解消するために、従来のような大部のガイドライン等ではなく、若手研究者にも気軽に触れられるような、要点を抑えた簡便で汎用性の高いマニュアルの作成を要望する。

○大学に対する提言

上記の運用の改善の有無にかかわらず、大学は保有する技術情報の提供管理の責任が大学自身

にあるとともに、適切な安全保障貿易管理を実施していないと大学の教育研究活動に制限がかかる可能性があることを認識する必要がある。その上で、上記の運用の改善に合わせて以下についての実施を求める。

(1) 「研究成果の公開を前提とした研究活動」とそれ以外の研究活動の峻別

大学における研究の多くは、研究者の自由意志に基づき、研究者コミュニティ内で共有されることを前提に行われている。一方、大学の有する知的財産活用の観点から、いわゆる産官学連携研究も活発に行われるようになってきており、これらは必ずしもその成果の公開を前提とした研究活動ではない。上述のように、大学が「研究成果の公開を前提とした研究活動」を基礎科学分野の研究活動として技術提供管理の適用外とすることを望むのであれば、まず大学が「研究成果の公開を前提とした研究活動」とそれ以外の研究活動の峻別を実施することが必須である。その上で、研究成果の公開を前提としない研究活動については、厳密な情報提供管理を実施することを求める。

すなわち、「研究成果の公開を前提とした研究活動」が基礎科学分野の研究活動として技術提供管理の適用除外となれば、通常の大学における教育や研究者の自由意志に基づく研究のほとんどは、研究成果を研究者コミュニティに公開し、あるいは公知にすることを前提として実施されていることから、これらについて特段の管理をすることは求められなくなる。しかし一方で、国の産業競争力の維持や安全管理の観点から成果の公表に制限がある研究については、その内容がいわゆる機微情報に関連するかを厳格に評価し、必要な技術提供管理、例えば研究プロセスや成果に触れる研究者・留学生を限定し、不用意な技術流出を防止する体制を採ることが必要となる。

(2) 真の意味での「技術提供管理」の実施

大学における研究成果には、有形・無形にかかわらず、不用意な流出や漏洩によって我が国の産業競争力や国際社会の平和及び安全に重大な影響を及ぼす技術情報が含まれることを教員・職員のみならずそれらに触れる学生にも認識させるとともに、その提供を適切に管理する体制を構築し効果的に運用することを求める。特に、公開を前提としない研究活動の成果については、上述のように、その「出口管理」を徹底することが重要である。

その際、こうした研究成果に触れる外国人研究者・留学生のスクリーニングは、前述の受入の際のスクリーニングと整合性の取れた基準に基づいて実施されるべき³であり、この意味でも研究者・留学生の入国におけるスクリーニングの基準の共有は重要な意味を持つ。さらには、出口管理の実際を踏まえてスクリーニングの基準を継続的に改善するよう、大学関係者も努めていく必要がある。

(3) 先進事例の共有化

国立大学の中には、安全保障貿易管理に対して積極的に取り組んでいるところもあることから、そうした先進的な大学の事例（マニュアル、管理体制等）を共有の情報とすることで、本件の趣旨を広く普及することも有効であると考えられる。

¹ 米国でも同様に基礎科学分野の研究活動に伴う情報の提供は安全保障貿易管理の規制対象から除外されているが、米国における基礎科学分野の定義は、ホワイトハウス政令 189（1985年9月21日）によると、

'Fundamental research' means basic and applied research in science and engineering, the results of which ordinarily are published and shared broadly within the scientific community, as distinguished from proprietary research and from industrial development, design, production, and product utilization, the results of which ordinarily are restricted for proprietary or national security reasons.

(和訳：基礎研究とは、その結果が公開され、研究者コミュニティ内で共有されることを通常とする科学技術に関する基盤的・応用的研究を意味し、その結果の公開が、知財としてあるいは国防上の理由から制限されることを通常とする知財研究、あるいは企業における開発・設計・生産・運用と区別される。)であり、通常大学等で行われる研究は、たとえ工学分野であっても基礎科学分野の研究活動と明確に定義されている。さらに言えば、米国では一般的な国防総省 (DoD) からの研究経費による研究活動についても、助成区分が基礎研究 (カテゴリー6.1)、先導的開発 (カテゴリー6.2) については基礎研究として規制対象としないとの指針を表明している (2008年6月26日)。こうした基礎科学分野の研究活動の明確な定義があつてこそ、米国の大学では外国からの研究者・留学生に対して安心して研究教育活動を実施できている。

² ワッセナー・アレンジメントの基礎科学研究に関する提言：(財) 安全保障貿易情報センター輸出管理のあり方専門委員会総合分科会、平成20年2月15日

³ 米国では、機微な情報の持ち出し (教育：いわゆる見なし輸出を含む) については、懸念のある国の研究者・留学生のスクリーニングが求められている。これに対して AAU (米国大学協会) では、スクリーニングは査証発給システムにおいて行われるべきであり、もし出口管理を大学に求めるのであれば Visa Mantis Program の趣旨と整合性の取れた明確な基準を提示すべきと商務省宛に提言している。